

パイプ式子守具の認定基準及び基準確認方法

通商産業大臣承認51産第7279号・昭和51年11月15日

製品安全協会

パイプ式子守具専門部会委員名簿

	氏名	所 属
(部会長)	山下 章	東京医科大学
	阿部 新三郎	東洋産業株式会社
	伊藤 康江	消費科学連合会
	井上 宣時	通商産業省生活産業局文化用品課
	内田 禎夫	通商産業省産業政策局消費経済課
	江井 晃	社団法人母子用品指導協会
	江沼 三雅	株式会社エコーワールド
	小沢 紀一	通商産業省生活産業局繊維検査管理官室
	柴垣 健	通商産業省横浜繊維製品検査所
	鈴木 一男	株式会社三和
	田中 邦男	日本チェーンストア協会
	知久 篤	日本大学
	内藤 寿七郎	愛育病院
	永岡 稔	日本百貨店協会
	古川 奈美子	主婦連合会
	官原 恵子	全国地域婦人団体連絡協議会
	山岸 貢	ホープ株式会社
	山田 信一	財団法人縫製品検査協会
	渡辺 伊平	財団法人日本消費者協会
	下河辺 孝	製品安全協会
(事務局)	製品安全協会	

パイプ式子守具の認定基準及び基準確認方法

1. 基準の目的

この基準は、パイプ式子守具の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、使用者の生命又は身体に対する被害の発生を防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、乳幼児を袋の中に入れて背負う形式のパイプ式子守具（以下、子守具という。）について適用する。ただし、他の用途に兼用できるものは除く。

なお、ここでいう乳幼児とは、標準として6ヶ月から36ヶ月（体重16.0キログラム）までをいう（注）。

（注） 体重は、「昭和45年厚生省乳幼児身体発育値」の2年6～12ヶ月の男子平均値に標準偏差の2倍を加えた数値である。

3. 形式分類

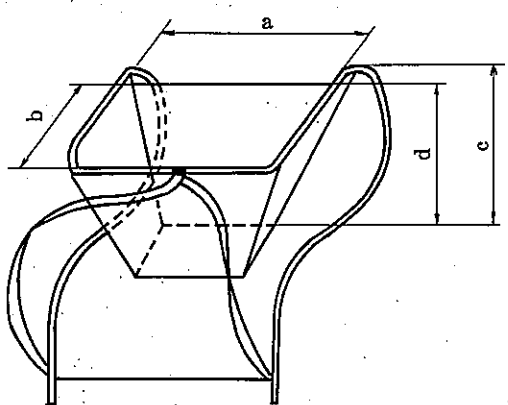
子守具の形式は、次のとおりとする。

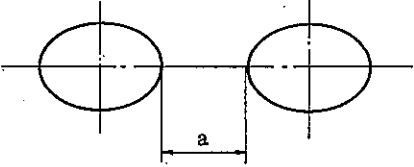
- (1) A形 スタンドが付いているもの。
- (2) B形 スタンドが付いていないもの。

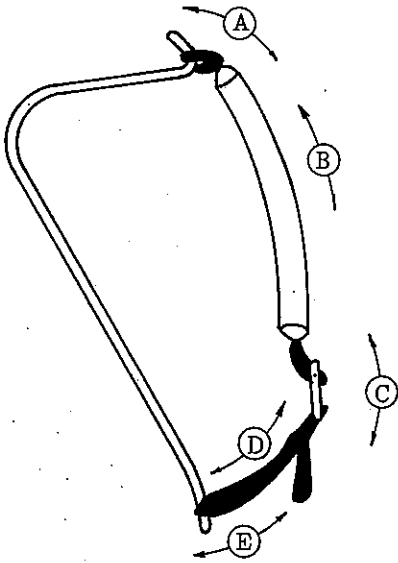
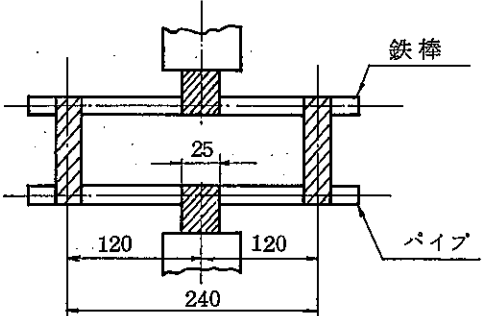
4. 安全性品質

子守具の安全性品質は、次のとおりとする。

項目	認定基準	基準確認方法
1. 構造及び外観	<p>1. 子守具の構造及び外観は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 組立ては容易で、正常な方法によって組み立てた製品の各部には、緩み、がた、変形等の異状がないこと。</p> <p>(2) 肩帯の上端が固定されていないものにあつては、その移動量が80ミリメートル以下であること。</p> <p>(3) 製品には、シートベルトが、乳幼児の胸部と腰部との間を支えられる位置に、乳幼児を袋内に十分に拘束できるよりに、取り付けられていること。</p>	<p>(1) 製品に添付する取扱説明書によって組み立てた後、目視、触感等により確認すること。</p> <p>(2) スケール等により確認すること。</p> <p>(3) ダミー等を用いて確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
<p>2. 寸 法</p>	<p>(4) フレーム上部のパイプの内側には、パッドが施してあること。</p> <p>(5) 脚穴は、乳幼児の脚が上向きにならない位置にあること。</p> <p>(6) A形の子守具は、スタンドを使用しないときに、スタンドをフレームに固定できる構造であること。</p> <p>(7) 製品には、使用者に傷害を与えるような部分がなく、外部に現れるボルト、ナット等の先端は、著しく突出していないこと。</p> <p>(8) 縫製は適正であること。</p> <p>2. 子守具の寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 袋の部分は、幅280ミリメートル以上、奥行き170ミリメートル以上であること。</p>	<p>(4) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(5) ダミー等を用いて確認すること。</p> <p>(6) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(7) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(8) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(1) 図1に示すa及びbの寸法を、スケール等により測定して確認すること。</p> <p style="text-align: center;">図 1</p>  <p>a : 幅 b : 奥行き c : 座面の深さ d : 切欠き部から座面まで寸法</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
<p>3. 強 度</p>	<p>(2) 座面の深さは、パイプの上 面から220ミリメートル以 上であること。 また、袋の上部に切欠きが ある場合は、切欠き部から座 面までの寸法は、200ミリ メートル以上であること。</p> <p>(3) 脚穴相互の関係は、最短部 で80ミリメートル以上、 120ミリメートル以下であ ること。また、脚穴は、直径 110ミリメートルの円筒ゲ ージが、通過できる大きさで あること。</p> <p>(4) シートベルトの幅は、18 ミリメートル以上であること。</p> <p>3. 子守具の強度は、次のとおり とする。</p> <p>(1) 座面に40キログラムの重 りを載せ、1分間放置したと き、製品の各部には、破壊、 変形等の異状がないこと。</p> <p>(2) 肩帯の各部は、80キログ ラム以上の引張強さがあるこ と。</p>	<p>(2) 図1に示すc及dの寸法をスケール等により測定 して確認すること。</p> <p>(3) 図2に示すaの寸法をスケール等により測定して 確認すること。 また、脚穴の大きさは、円筒ゲージを用いて確認 する。</p> <p style="text-align: center;">図 2</p>  <p>(4) スケール等を用いて確認すること。</p> <p>(1) 重りを除去した後、目視及び触感により確認する こと。</p> <p>(2) 図3に示すA、B、C、D及びEの箇所を、日本 工業規格L1068（昭和39年）織物の引張試験 方法に規定するストリップ法を準用して測定し確認 すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(3) パイプは、120キログラム以上の曲げ強さがあること。</p> <p>(4) 袋の生地は、50キログラム以上の引張強さがあること。</p> <p>(5) シートベルトと本体との縫い合わせ部分は、40キログラム以上の引張強さがあること。</p>	<p>図 3</p>  <p>(3) パイプを図4に示すように取り付け、引張試験機を用いて、毎分30センチメートルの速さで引っ張り確認すること。</p> <p>図 4</p> <p>単位：ミリメートル</p>  <p>(4) 日本工業規格L1068（昭和39年）織物の引張試験方法に規定するラベルドストリップ法により、縦、横2方向について測定し確認すること。</p> <p>(5) 日本工業規格L1068（昭和39年）織物の引張試験方法に規定するストリップ法を準用して測定し確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
4. 安 定 性	<p>(6) シートベルトの締付け部分は、20キログラムの力で繰り返し引っ張ったとき、使用上支障のある破損、変形等の異状がなく、しかも著しい緩みがないこと。</p> <p>4. A形の子守具は、容易に転倒しないものであること。</p>	<p>(6) 引張試験機を用いて、毎分5センチメートルの速さで、30秒間毎に10回繰り返し引っ張った後、目視、触感等により確認すること。</p> <p>なお、緩みの量は、1回引っ張った後と10回引っ張った後との差が、15ミリメートル以下であることを確認すること。</p> <p>4. スタンドを完全に開いた状態にして、20キログラムの重りを中央部に載せた載荷板をパイプ上面に載せ、10度に傾斜した台上に、前後左右の4方向に交互に静置させ、転倒しないことを確認すること。</p> <p>なお、載荷板は、幅150ミリメートル、長さ400ミリメートル、厚さ15ミリメートルの木製の板とすること。</p>
5. 材 料	<p>5. 子守具の材料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 耐食性材料以外の金属材料は、防せい処理が施されていること。</p> <p>(2) 繊維材料は、乳幼児に有害な影響を与えないものであること。</p> <p>(3) 合成樹脂製部品及び合成樹脂製塗料で塗装した部品は、人体に有害な影響を与えないものであること。</p>	<p>(1) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(2) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく昭和49年厚生省令第34号別表第1（第1条関係）ホルムアルデヒドの項の「繊維製品のうち下着、寝衣、手袋及びくつした（出生後24ヶ月以内の乳幼児用のものを除く。）並びにたび、かつら、つけまつげ、つけひげ又はくつしたどめに使用される接着剤」に規定する基準に適合していることを確認すること。</p> <p>(3) 食品衛生法に基づく昭和34年厚生省告示第370号第4おもちゃの規定に適合していることを確認すること。</p>
6. 附 属 品	<p>6. 附属品は、子守具の使用上の安全性を損なわないものであること。</p>	<p>6. 傷害を与えるような突起、先鋭部、ばり、めっきのびり等の有無とその材質、機能等について、それぞれ目視及び触感により確認すること。</p>

5. 表示及び取扱説明書

子守具の表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
<p>1. 表 示</p> <p>2. 取 扱 説 明 書</p>	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で、次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>2. 製品には、次に示す主旨の取扱い上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。</p> <p>なお、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。</p> <p>(1) 組立て式の子守具は、その組立ての要領及び注意。</p> <p>(2) 使用上の注意</p> <p>(a) 首の座らない乳幼児及び一人で座れない乳幼児には、使用しないこと。</p> <p>(b) 使用してよい乳幼児の年齢は、標準として6ヶ月から36ヶ月（体重16.0キログラム）までとすること。</p> <p>(c) スタンドは、平坦な場所で使用すること。</p> <p>(d) スタンドは、乳幼児を背負う時と降ろす時との補助としてだけ使用すること。</p> <p>(e) スタンドは、完全に開いてから使用することとし、特に、スタンドを開閉するときは、手、指等をはさまないように注意すること。</p>	<p>1. 目視及び触感により確認すること。</p> <p>2. 専門用語等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(f) 各部に緩みのないことを確認してから使用すること。</p> <p>(g) 乳幼児を袋に入れる前に、あらかじめ肩帯の長さを調節しておくこと。</p> <p>(h) シートベルトは、正しい使用方法で、必ず使用すること。</p> <p>(i) 人込みの場所では、使用しないこと。</p> <p>(j) 乳幼児を背負う時と降ろす時は、他の人に手伝ってもらうこと。</p> <p>(k) 乳幼児が子守具の中で立ち上がらないように注意すること。</p> <p>(l) 座面が深すぎるものは、座ぶとん等を敷いて使用すること。</p> <p>(m) 他の用途には使用しないこと。</p>	